

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日

新潟市固定資産評価審査委員会委員長 本間 禎子

新潟市固定資産評価審査委員会規程第 2 号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程

新潟市固定資産評価審査委員会における新潟市死者情報の開示に関する条例（令和 5 年新潟市条例第 5 号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。